

1. 上位関連計画の整理

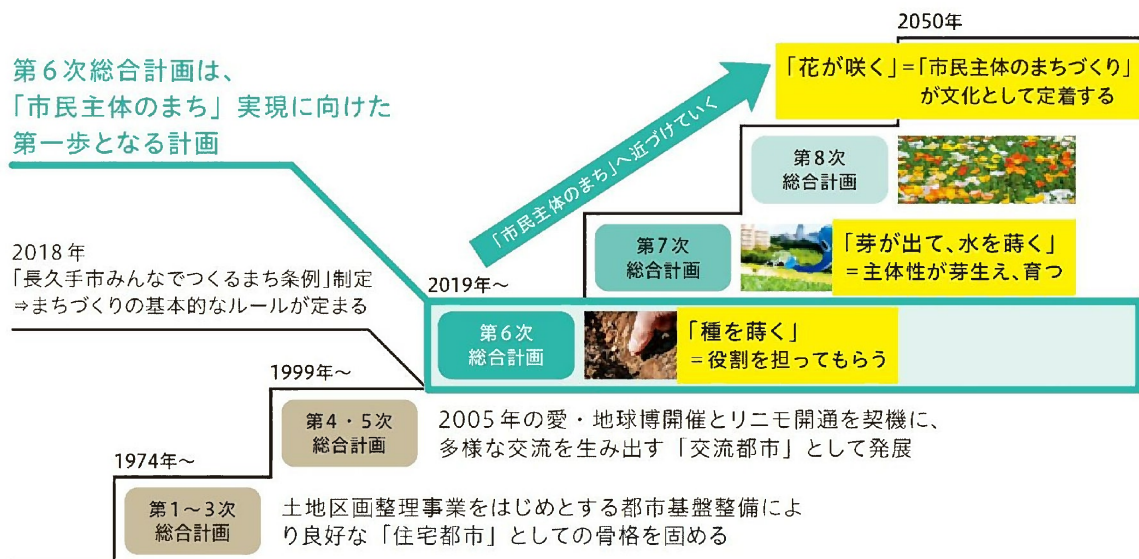
1-1 ながくて未来図（第6次長久手市総合計画）（2019（H31）.3）

■計画の位置づけと策定の趣旨

- ・本市が目指す 10 年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」となる計画です。
- ・老若男女がまちづくりに関わるのが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらうことに主眼を置き策定しました。



図：計画策定過程で目指した3つのこと



図：策定の趣旨のイメージ図

- ・計画の位置づけについては、「長久手市みんなで作るまち条例」に規定されており、条例の趣旨に沿って計画を実行します。
- ・また、本市では、2015（平成 27）年度に、2050（令和 32）年を見据えた「長久手未来まちづくりビジョン」や人口減少対策に向けた「長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、ながくて未来図は、これらの計画と整合を図りながら、策定しました。



図：ながくて未来図の位置づけ

■将来像

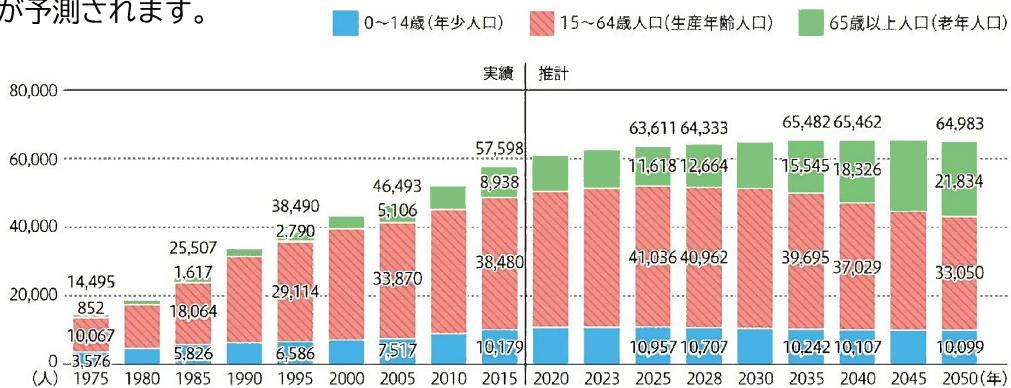
幸せが実感できる 共生のまち 長久手 ～そして、物語が生まれる～

- ・市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことで、地域につながりが生まれ、幸せを実感できるまちに近づいていきます。
- ・先人たちが残してくれた豊かな田園や里山の風景を守り、さらに緑を増やし、まち全体を緑あふれる潤いのある「自然と共生するまち」にし、次世代につないでいくことは、幸せが実感できるまちの要素の一つとなります。
- ・多くの人に関わると、意見が合わずもめたり、時間がかかったりして、うまくいかないこともありますが、そうした過程が、市民の力、地域の力を育み、そこに「物語」が生まれます。
- ・人と人、人と地域、人と自然、様々なものがつながり、「共生」することで、幸せが実感できるまちにし、いくつもの幸せな「物語」が、地域のいろいろなところで生まれることを目指します。

■人口フレーム

本市における将来人口は、以下のように推計されています。

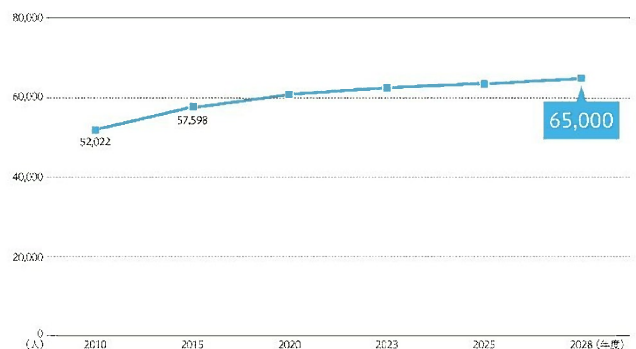
- ・総人口は 2035（令和 17）年まで増加し、その後は減少に転じると予測されます。
- ・年少人口、生産年齢人口は、2025（令和 7）年をピークに、年々減少すると予測されます。
- ・2035（令和 17）年頃には、本市でも超高齢社会となり、団塊ジュニア（40 歳代）の世代が高齢者になり始める 2040（令和 22）年頃から高齢化が一層進みます。
- ・老年人口は、年々増加し続け、2040（令和 22）年には、2015（平成 27）年から 2 倍以上の増加が予測されます。



図：人口の推移・推計

全国的に人口減少が進む中、本市においては当面の間は、人口増加が進むことが予測されますが、それでも 2035（令和 17）年頃をピークに人口減少に転じていきます。今後、来る人口減少社会に備えるため、将来像である「幸せが実感できる 共生のまち 長久手～そして、物語が生まれる～」の実現を目指し、市民主体のまちづくりの取組を進めていきます。

これらの取組を推進することで、2028（令和 10）年度における人口を 65,000 人と設定します。



図：人口フレーム

1-2 名古屋都市計画区域マスタープラン（2019（H31）.3）

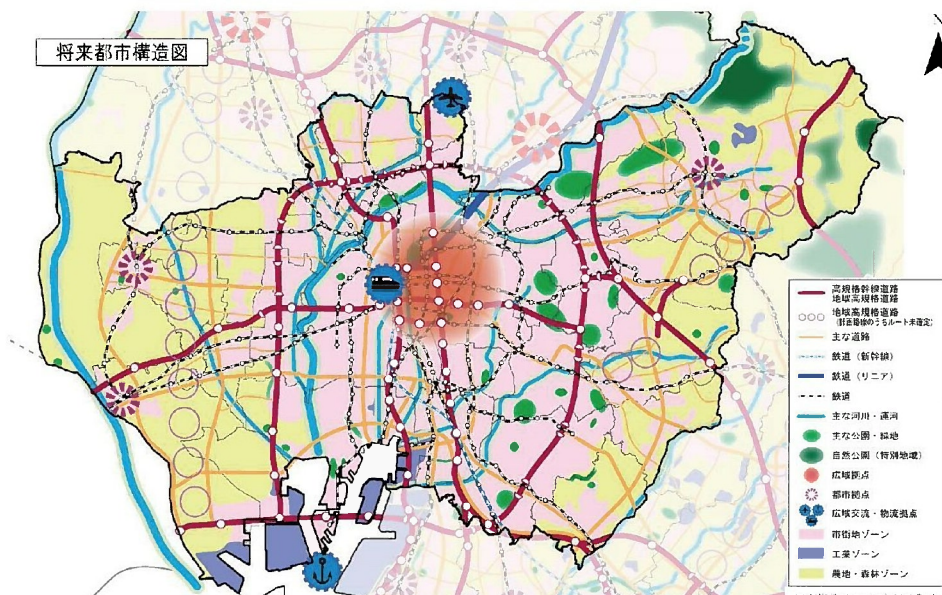
■課題

- ・区域全体の人口は増加してきましたが、増加率は縮小傾向に転じています。また、人口減少に転じている市町村もみられ、市街地の低密度化により商業・業務、医療・福祉などの都市機能や公共交通の維持が困難となる懸念があります。
- ・すべての市町村で高齢者が増加しており、高齢化が進行しています。また、生活関連施設や公共交通を徒歩で利用できるエリア外の高齢者が増加しており、日常生活の利便性を確保する必要があります。

■都市づくりの目標

○暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標

- ・無秩序な市街地の拡大を抑制し、主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- ・都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。また子育てしやすい環境などに配慮した若者世代が暮らしやすい市街地の形成を目指します。
- ・各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、利便性が確保された集約型都市が公共交通などの交通軸で結ばれた多核連携型のネットワークの形成を目指します。
- ・今後も転入超過や世帯数の増加が見込まれる地域では、必要に応じて鉄道（軌道）駅や市街化区域の周辺など、既存ストックの活用が可能な地区を中心に新たな住宅地の形成を目指します。
- ・人口密度の低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。



【都市の拠点】

- 名古屋都心部を様々な高次の都市機能が集積し、様々な交流を生む広域拠点に位置づけられます。
- 津島駅、新瀬戸駅および弥富駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすいまちなかを形成する都市拠点に位置づけられます。
- リニア中央新幹線・東海道新幹線名古屋駅周辺と奥豊名古屋空港周辺を多くのヒトが集まる広域交流拠点、名古屋港周辺を広域交流・物流拠点に位置づけられます。

※市街地ゾーンおよび工業ゾーンは2011年のおおよその市街地区域を記述しています。

図：将来都市構造図

1-3 第3次長久手市土地利用計画（2018（H30）.3）

■土地利用の基本方針

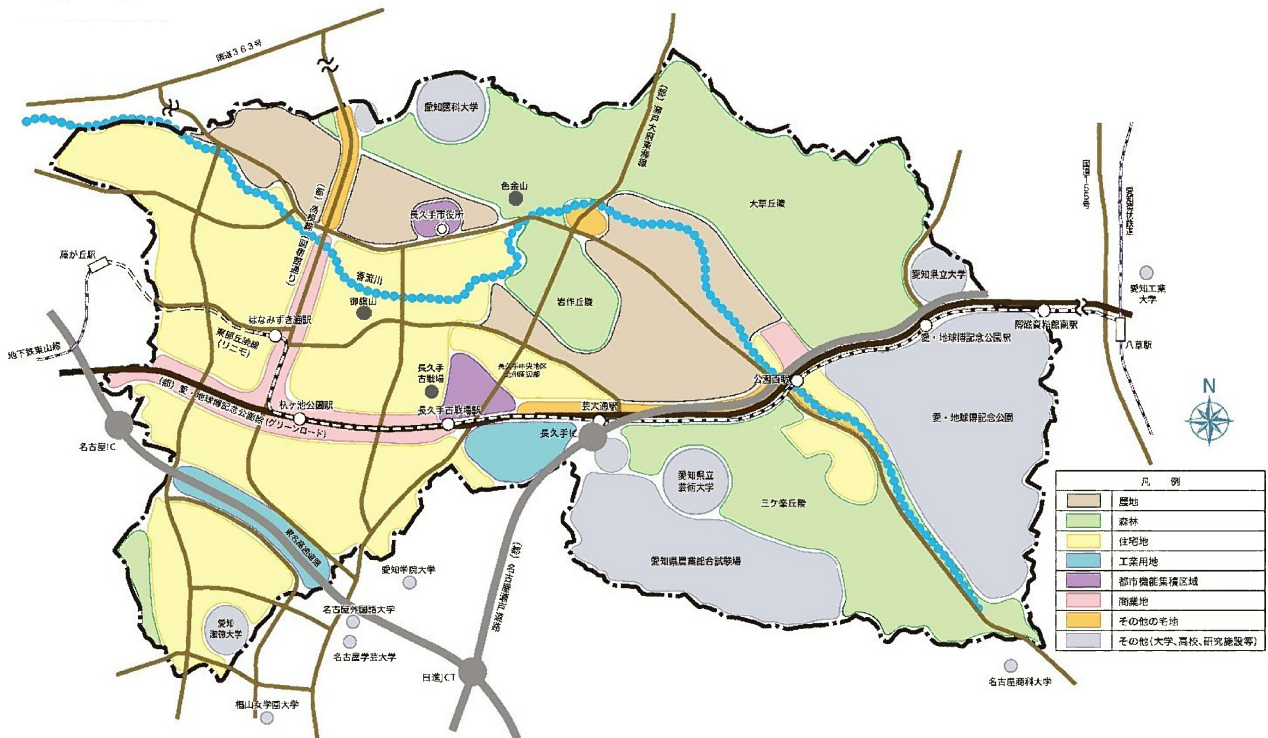
- ・市を取り巻く環境に対応し、本市の魅力である自然環境を保全し、持続可能なまちづくりを目指すため、引き続き環境負荷の小さいリニモをはじめとする広域交通基盤を活用した都市機能の集積や市街地内の低・未利用地の有効活用を図るとともに、開発と保全が調和した集約型の土地利用の展開を図ります。

■土地利用の課題

- ・東部丘陵に散見される土砂採取による森林の減少や、農業者の高齢化や世代交代に伴う農業離れによる遊休農地の増加がみられ、森林や農地の保全が重要な課題となっています。
- ・緑豊かな住宅都市としてのまちづくりとともに、東部丘陵におけるまとまりのある緑の保全を望む声が多く、周辺の自然環境に配慮した適切な土地利用の誘導が課題となっています。
- ・現時点では、空き家や空き地の発生等の課題が顕在化していないものの、今後超高齢社会の到来に伴い、これらの課題の発生が懸念されます。また、計画的な都市基盤整備を促進する必要がある既成市街地もあり、市街地環境の向上が課題となっています。

■土地利用の基本方向

- ・本市の魅力である自然環境の保全・活用、緑の創出
- ・リニモを中心としたまちづくりを推進する土地利用の展開
- ・都市機能が集積する複合的な拠点形成に資する土地利用の展開
- ・住み続けられる持続可能な土地利用の展開
- ・歴史的資源の景観保全に向けた施策の検討
- ・高次都市機能立地を生かした特色ある土地利用の展開
- ・市民、行政、NPO法人等が連携した協働型の土地利用の展開



図：土地利用構想図

■ 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ・ 土地利用の基本構想に基づく 2028（令和 10）年の土地の利用区分ごとの規模の目標は下表のとおりです。

表：土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	面積 (ha)		構成比 (%)	
	2015 (平成27) 年	2028 (平成40) 年	2015 (平成27) 年	2028 (平成40) 年
農地	217	200	10.1	9.3
田	102	95	4.8	4.4
畑	115	105	5.3	4.9
森林	438	415	20.3	19.3
原野等	-	-	-	-
水面・河川・水路	69	70	3.2	3.2
道路	243	257	11.3	11.9
宅地	584	647	27.1	30.0
住宅地	393	436	18.2	20.2
工業用地	10	12	0.5	0.6
その他の宅地	181	199	8.4	9.2
その他	604	566	28.0	26.3
合計	2,155	2,155	100.0	100.0

※「その他の宅地」は、「住宅地」、「工業用地」以外の商業用地等の宅地を示します。土地利用構想図では、「その他の宅地」の内、市街化区域内で商業用地としての土地利用を想定する地区については、その重要性から「商業地」と表現しています。

1-4 長久手市都市計画マスタープラン（2020（R2）.3）

■ 都市づくりの課題

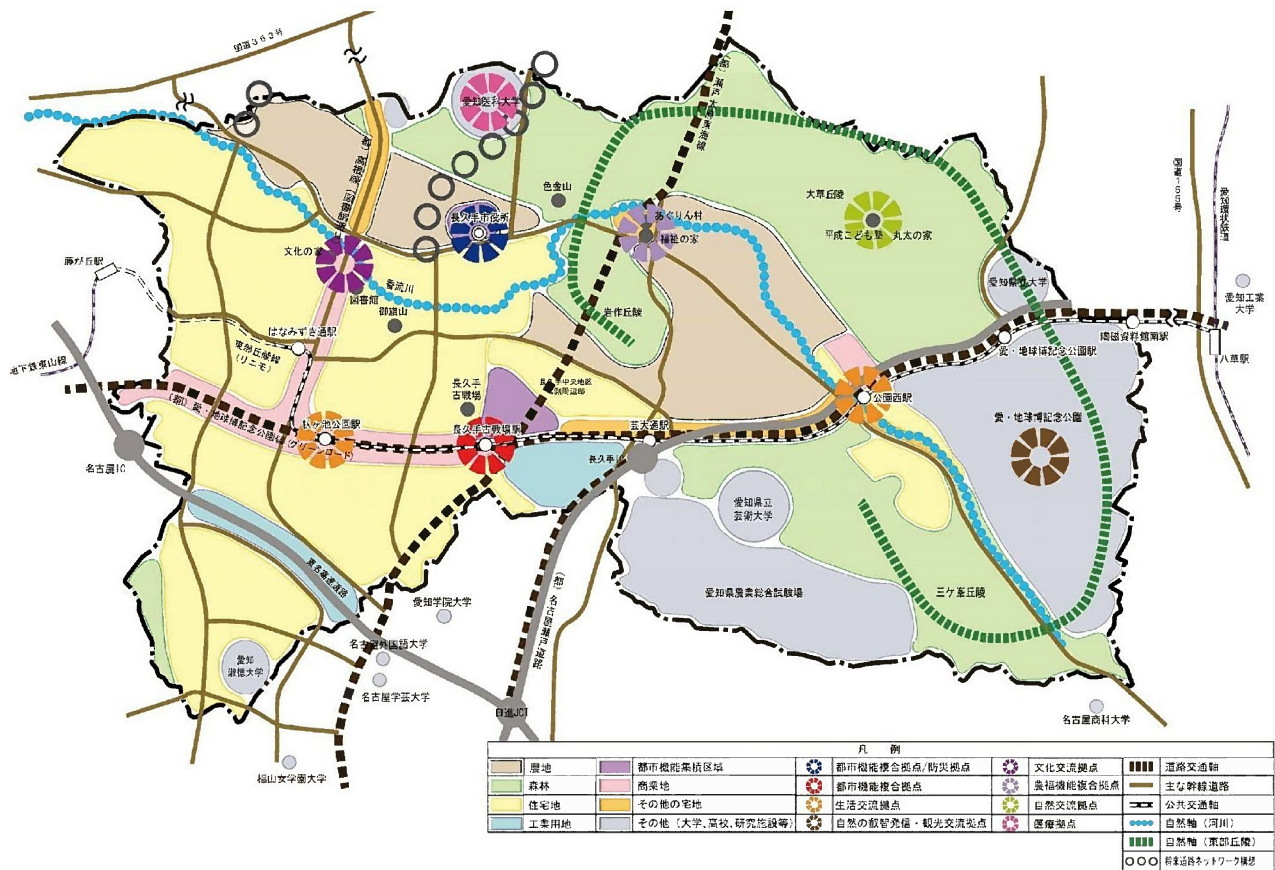
区分	課題
土地利用	・直近の人口増加と将来的な人口減少、高齢化を見据えた、誰もが暮らしやすい都市構造と土地利用の誘導 ・都市拠点の整備
公共交通	・まちの変化に対応した持続可能な公共交通の実現 ・高齢化による新たなニーズ、地域ごとのニーズに対応した公共交通ネットワークの形成
防災・安全	・都市の防災力・安全性の向上
都市施設	・安心して快適に移動できる道路の整備 ・人口需要に応じた施設の整備 ・都市施設の長寿命化、複合化、ゼロエネルギー化
都市環境	・市東部における自然環境の保全 ・都市の低炭素化の推進 ・歴史、文化資源の保全・活用方策の検討 ・観光交流施設の整備及び回遊性の増進
都市運営	・使い方を考慮した都市施設の整備 ・既存施設の利用率の向上や新たな使い方の検討 ・市民による地域課題の解決方策の検討

■ 基本的な考え方

- ・市街地の拡大指向からまちの質の向上への転換
- ・直近の人口増加（特に子ども）への対応
- ・歩いて暮らせるまちづくり
- ・大規模災害への備え
- ・人がつながる空間づくり
- ・歴史資源の継承
- ・都市運営の考え方の導入

■ 将来都市構造形成の考え方

- ・土地利用として、市西部の市街地と市東部の豊かな自然が共存する都市構造を基本とします。市内において行政、商業、文化、観光、福祉等特色ある機能、性質が集積する箇所を「拠点」として位置付け、今後、都市機能をより一層高めることとします。拠点間については、公共交通の利便性を高めるとともに、歩行者・自転車の移動環境の向上や、にぎわいづくりを進めることで、歩いて暮らせるまちづくり及び低炭素型の環境にやさしい都市の実現を目指す拠点間ネットワークの構築を進めます。
- ・概ね小学校区をひとつのまとまりとして、小さなエリアで必要なサービスを楽しむことができる暮らしやすい居住環境を備えたまちづくりを進めます。
- ・発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、市内の避難所等への移動経路の安全性を高めます。



図：将来都市構造図

1-5 長久手市地域公共交通計画（2024（R6））

■公共交通計画の基本的な方針

○将来像

さまざまな交通手段が共生し、つながりのある公共交通

○基本方針1：地域共創による地域交通ネットワークの確保・維持・改善

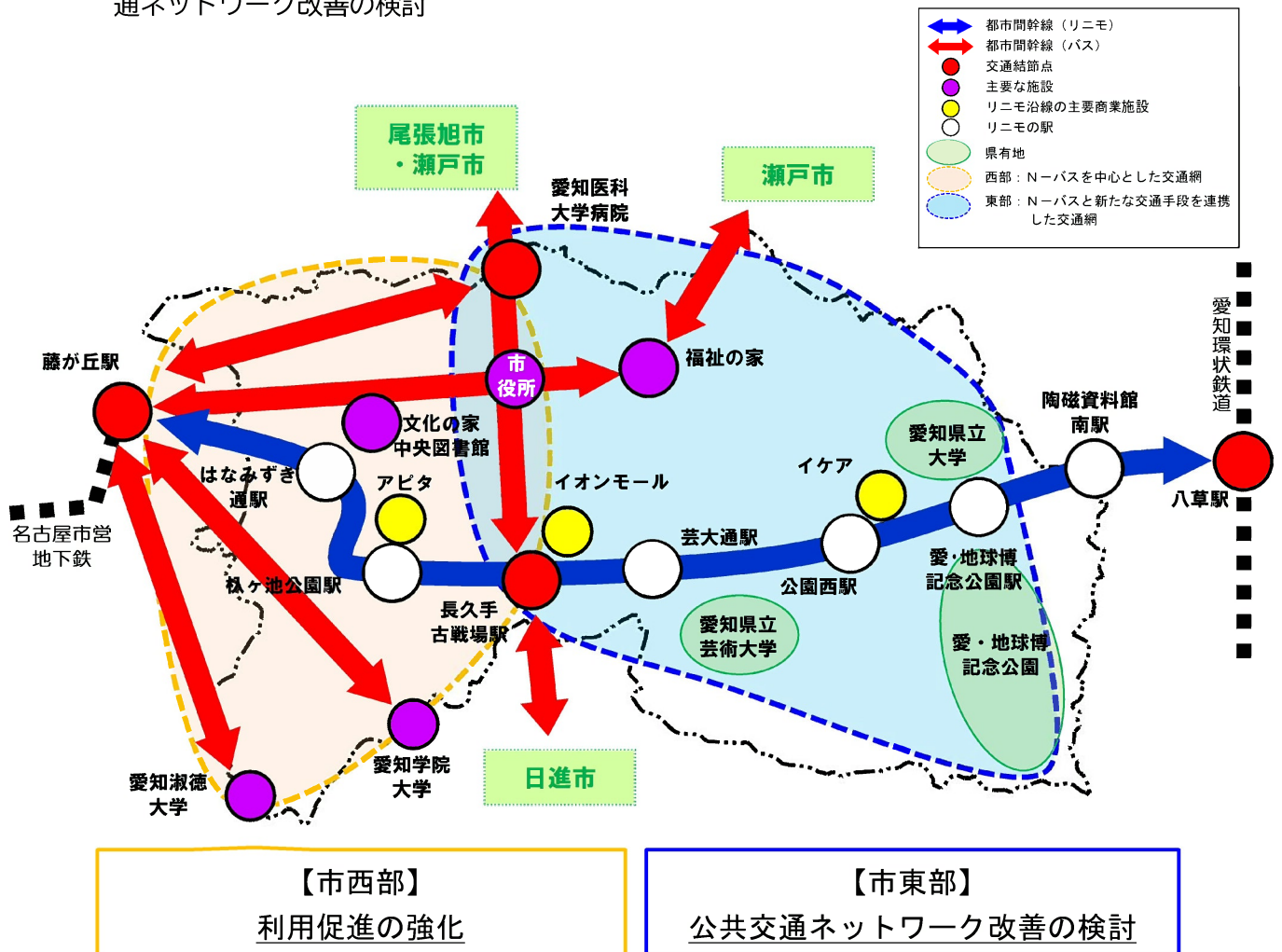
- ・地域の移動特性に合った便利で持続可能な公共交通体系の確保
- ・既存の公共交通同士の連携の強化
- ・各利用者層の移動ニーズに適した地域交通ネットワークの構築

○基本方針2：公共交通の利用促進の充実

- ・公共交通を身近に感じられるための利用促進と情報発信の強化

■基本方針を実現するための取組の方向性

- ・基幹的な公共交通路線が充実している市西部においては既存の交通手段における利用促進の強化
- ・市東部においては人口の集積や高齢化の進行、公共交通の利用実態への対応を図るため、公共交通ネットワーク改善の検討



図：地域ごとの取組の方向性

1-6 その他関連計画の整理

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたって考慮すべき事項
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○長久手市公共施設等総合管理計画 (2022 (R4) .3 改訂) ○長久手市公共施設個別施設計画 (2021 (R3) .3) ○長久手市学校施設長寿命化計画 (2019 (H31) .3) ○長久手市スポーツ施設等整備計画 (2020 (R2) .3) 	<p><長久手市公共施設等総合管理計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的に策定。 <p>⇒公共施設及びインフラ施設について、点検・診断等、維持管理・修繕・更新等、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、更新時の統合・複合化などの基本的な方針と、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などを定めている。</p> <p><長久手市公共施設個別施設計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管課を超えた公共施設マネジメントの実現と全庁的な取組に基づく個別施設のマネジメントを促すことを目的に、長久手市公共施設等総合管理計画に掲げる施設の長寿命化や保全方針を示す個別施設計画として策定。 <p>⇒各施設の長期修繕・更新計画を定めている。</p> <p><長久手市学校施設長寿命化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設について、長寿命化できるものは長寿命化し、適正に建替えや修繕を行うとともに、優先順位を設定しつつ、教育環境の質的改善も考慮しながら、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ることを目的に策定。 <p>⇒学校施設の規模・配置、改修等の基本的な方針や長寿命化の実施計画などを定めている。</p> <p><長久手市スポーツ施設等整備計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所周辺において、新庁舎及び総合体育館等の公共施設を一体として整備するための計画として策定。 <p>⇒市役所周辺の公共施設整備に関する基本方針や整備コンセプト、施設計画等を定めている。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘導施設として公共施設等を定める場合、当該計画との整合を図ることが必要です。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ○長久手市景観計画 (2021 (R3) .1) ○長久手市緑の基本計画 (2020 (R2) .3) ○第4次長久手市環境基本計画 (2021 (R3) .3) ○長久手田園バレー基本計画 (2014 (H26) .3) 	<p><長久手市景観計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、「市民」・「事業者」・「行政」が役割分担をし、それぞれの主体的な取組を促進し、協働して取り組む景観づくりの方針・施策・規制等の方向性を示すため策定。 <p>⇒景観に関する規制誘導方策や景観の保全・創出のための取組などを定めている。</p> <p><長久手市緑の基本計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな緑の創出や緑の保全に関する総合的かつ長期的な指針として策定。 <p>⇒都市公園や緑地の整備目標や緑の保全・創出のための施策などを定めている。</p>

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたって考慮すべき事項
		<p><第4次長久手市環境基本計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示すため策定。 <p>⇒脱炭素社会・循環型社会の実現や自然との共生のための施策などを定めている。</p> <p><長久手田園バレー基本計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農のある暮らし・農のあるまち」を実現するため、市民と行政が互いに知恵を出し合い、協働しながら、本市の新しい「農」の形を切り開いていくため策定。 <p>⇒農業の振興や農地の保全などに関する施策・取組を定めている。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市機能及び居住誘導区域、誘導区域における誘導施策の検討にあたっては、当該計画との整合を図ることが必要です。
	○長久手市里山プラン(2016(H28).3)	<p><長久手市里山プラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全・活用に関する方針を定めるとともに、平成こども塾周辺及び市内に存在する里山の整備計画を作成することを目的に策定。 <p>⇒里山の保全・活用方策や地区別の活動方針などを定めている。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市機能及び居住誘導区域の検討にあたっては、当該計画との整合を図ることが必要です。
健康・福祉	○第3次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画、第2次長久手市地域自殺対策計画(2024(R6).3)	<p><第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・団体・事業者・行政などが協働して、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため策定。 <p>⇒地域福祉計画では、地域におけるつながりや支え合い、包括的支援のための施策・取組などを定めている。また、地域福祉活動計画では、主に社会福祉協議会が実施する取組(アクションプラン)を定めている。</p> <p><第2次地域自殺対策計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野の上位計画である地域福祉計画と一体的に策定。 <p>⇒地域福祉計画の基本目標、行動目標に沿い、自殺対策の観点において必要な事業に取り組む。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘導施設として福祉施設等を定める場合や、誘導区域における誘導施策の検討にあたっては、当該計画との整合を図ることが必要です。

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたって考慮すべき事項
	<p>○長久手市重層的支援体制整備事業実施計画 (2024 (R6) .3)</p> <p>○第9期高齢者福祉・介護保険事業計画 (2024 (R6) .3)</p> <p>○長久手市子ども・子育て支援事業計画 (2020 (R2) .3)</p> <p>○長久手市健康づくり計画 (2014 (H26) .3)</p>	<p><長久手市重層的支援体制整備事業実施計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向けた地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の構築を目指し、重層的支援体制整備事業を実施するために策定。 <p>⇒重層的支援体制整備事業の3つの柱である「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に推進すべく、実施内容や実施体制を定めている。</p> <p><第9期高齢者福祉・介護保険事業計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が目指している地域包括ケアについての基本的な考え方を取りまとめた、高齢者の福祉施策と介護保険施策に係る個別計画として策定。 <p>⇒地域包括ケアシステムの充実など、高齢者の福祉施策や介護保険施策に関する取組を定めている。</p> <p><長久手市子ども・子育て支援事業計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会状況の変化に対応し、市民の力を活かした子ども・子育て施策を推進していくため、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指すため策定。 <p>⇒子ども・子育て支援に関する施策・事業を定めている。</p> <p><長久手市健康づくり計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進する指針として策定。 <p>⇒生活習慣病の予防や健康づくりの推進のための、課題・方向性等を定めている。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘導施設や誘導施策の検討にあたっては、当該計画との整合を図ることが必要です。
	<p>○長久手市文化芸術マスタープラン (2018 (H30) .3)</p> <p>○長久手市スポーツ推進計画 (2020 (R2) .3)</p>	<p><長久手市文化芸術マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術が、一人ひとりの生き方、人と人との絆、福祉、教育、まちづくりや景観、産業など、幅広い領域にわたって影響を持つことをふまえ、市の文化振興の指針として策定。 <p>⇒ともに創る きらめく長久手 を目指す目標として掲げ、文化の力を再認識し、文化芸術行政を展開していく計画を定めている。</p> <p><長久手市スポーツ推進計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じて幸福で豊かな生活の実現を目指して、本市のスポーツ推進に関する基本方針として策定。 <p>⇒「スポーツで つなぐつながる 長久手～長く元気に育てあう～」を基本理念に掲げ、市役所周辺都市基盤整備事業や杣ヶ池体育館の施設長寿命化等のスポーツ環境の整備を定めている。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○拠点形成に向けた誘導方針や誘導区域における誘導施策の検討にあたっては、当該計画との整合を図ることが必要です。

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたって考慮すべき事項
防災	<p>○長久手市地域防災計画 (2021 (R3) .5 修正)</p> <p>○長久手市国土強靱化地域計画 (2021 (R3) .3)</p>	<p><長久手市地域防災計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に策定。 <p>⇒「風水害等災害対策計画」と「地震災害対策計画」からなり、災害予防対策や災害発生時の応急対策等を定めている。</p> <p><長久手市国土強靱化地域計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる災害が発生しても機能不全に陥らず、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもち、「誰もがいきいきと安心して暮らせるまち」長久手市を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針として策定。 <p>⇒リスクシナリオごと、施策分野ごとの脆弱性評価を踏まえた、強靱化施策を定めている。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該計画を踏まえ、災害リスクの高い地域を避けた都市機能及び居住誘導区域の設定を図るとともに、防災性に配慮した誘導方針や居住誘導区域における防災指針の検討などを通じて、整合を図ることが必要です。
市民協働	<p>○長久手市市民まちづくり計画 (2019 (H31) .3)</p> <p>○第2次長久手市地域協働計画 (2024 (R6) .3)</p> <p>○第2次長久手市生涯学習基本構想 (2014 (H26) .3)</p> <p>○長久手市教育振興基本計画 (2019 (H31) .3)</p>	<p><長久手市市民まちづくり計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ながくて未来図」が目指す将来像「幸せが実感できる 共生のまち長久手～そして、物語が生まれる～」に向かって市民で取り組みたいことをとりまとめた計画として策定。 <p>⇒市民主体のまちづくりを推進するため実施する、市民アクションを定めている。</p> <p><第2次長久手市地域協働計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに住民が参加し、対話を深め、協働を進めていくための施策や仕組みをつくり、住民が持つ知恵や活力をまちづくりに生かしていくことを目的に策定。 <p>⇒住民と協働したまちづくりを推進するための施策を定めている。</p> <p><第2次長久手市生涯学習基本構想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となり、市民と行政が手を取り合って生涯学習を推進していくことで、一人ひとりに「役割と居場所」があるまちを実現するため策定。 <p>⇒生涯学習を推進するための施策を定めている。</p> <p><長久手市教育振興基本計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長久手市教育大綱」に掲げた教育理念の実現を目指し、今後の本市の教育の方向性や基本施策を形づけるため策定。 <p>⇒学校・地域等における子どもの教育に関する施策を定めている。</p> <p><立地適正化計画における考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘導区域における誘導施策の検討にあたっては、当該計画との整合を図ることが必要です。